

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

| | | | | | | | | | |
|-------|--------------------|-------|------------------|-------|---|-------|--|-----------|-------------------------------------|
| 事務事業名 | 駅西停車場豊田線改良事業 | | | 事業の概要 | 本路線は磯原駅西口と県道北茨城インター線を結び、磯原駅と豊田地区の連絡を円滑にするため都市計画決定された道路である。道路改良（新設）L=550m W=16m ボックスカルパート L=43m 磯原中学校の移設計画に伴い通学路に指定する予定であるが、現道は狭隘で見通しが悪く、歩道が無いことから危険な状況となっており、歩行者の安全確保が求められている。 また、北茨城市地域防災計画において第一次緊急輸送道路に指定されている県道北茨城インター線に直結し、JR磯原駅に直接アクセスする道路であるため、整備により災害時における円滑な避難路及び輸送路の確保に寄与するものである。 | | | 目標指標名 | 進捗率 |
| 基本目標 | IV 安らぎと利便性が高いまちづくり | | | | | | | 数値目標 | 100% |
| 基本施策 | 2 都市基盤の充実 | | | | | | | 数値目標以外 | |
| 個別施策 | 1 道路交通ネットワークの整備 | | | | | | | 目標値算出の考え方 | (事業費/総事業費) × 100 (%) ※事業費は当該年度までの累計 |
| 担当課 | 都市建設部 | 都市計画課 | | 性質別 | 任意の事業 | 根拠法令等 | | | |
| 区分 | 継続 | 事業期間 | 平成 29 年 ~ 令和 5 年 | | | | | | |

| 事業内容及び現状/事業計画 | 令和3年度 事務事業実績 | | | 令和4年度 事業内容 | | | 令和5～7年度 事業計画 | | | | | | | | |
|---------------|--------------|---------|----------|------------|---------|----------|-------------------------------|----------|----------|-----|-----|-------|-----|----|--|
| | | | | | | | 令和5年度 | | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | | |
| | ・B P交差点改良工事 | | | ・地盤改良工事 | | | ・ボックスカルパート設置工事 ・E P交差点改良工事 | | | | | | | | |
| 指標の年度ごと目標値等 | 62% | | | 92% | | | 100% | | | | | | | | |
| 事業の優先度 | | | | | | | A | | | | | | | | |
| 事業費 | 決算額 | 国補 | 38,478千円 | 予算額 | 国補 | 38,500千円 | 予算額 | 国補 | 33,000千円 | 予算額 | 国補 | | 予算額 | 国補 | |
| | 70,436千円 | 県補 | | 72,832千円 | 県補 | | 63,000千円 | 県補 | | 0千円 | 県補 | | 0千円 | 県補 | |
| | | 市債 | 28,300千円 | | 市債 | 30,500千円 | | 市債 | | | 市債 | | | | |
| | | 他収入 | | | 他収入 | | | 他収入 | | | 他収入 | | | | |
| | 一財 | 3,658千円 | | 一財 | 3,832千円 | | 一財 | 30,000千円 | | 一財 | | | 一財 | | |

| 令和3年度 事務事業評価 | | | 令和5年度以降の事業実施の方向性 | | | | | | | |
|--------------|---|-------|-----------------------|--|--|----------------|--------|---|----|--|
| 目標指標の実績 | 58% | | 令和5年度に向けた改善の取組 | | | 二次評価（企画政策課記入欄） | | | | |
| 事務事業の評価・課題 | 総合評価 | A | R5年度中の供用開始へ向けて整備を進める。 | | | 事業の方向性 | 財源について | | 備考 | |
| | 磯原中学校の開校に伴い、B P交差点改良工事を実施した。また、E P部の地盤改良工事の発注を実施し、早期の全線供用開始に向けて事業を推進することができた。 | | | | | 新規採択 | 拡大 | | | |
| | | | | | | 現状維持 | 計画通り | ○ | | |
| | | | | | | 見直して継続 | 削減 | | | |
| | | | | | | 拡充 | | | | |
| | | | | | | 改善 | | | | |
| | | | | | | 縮小 | | | | |
| | | 統合 | | | | | | | | |
| | | 休止・廃止 | | | | | | | | |
| | | 不採択 | | | | | | | | |

【令和3年度における事業の総合評価】

| 必要性 | |
|---|---|
| ★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。 | |
| ■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。 | |
| ■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。 | ○ |
| ■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること） | |
| ■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。 | ○ |

| 有効性 | |
|--|---|
| ★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。 | |
| ■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。 | |
| ■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。 | ○ |
| ■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。 | ○ |
| ■事業の実施手段は適切である。 | ○ |

| 適正性 | |
|--|---|
| ★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。 | |
| ■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。 | ○ |
| ■受益の対象が特定の者・団体となっていない。 | ○ |
| ■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。 | ○ |
| ■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。 | ○ |

| 効率性 | |
|--|---|
| ★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。 | |
| ■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。 | |
| ■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。 | |
| ■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。 | |
| ■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。 | ○ |

| | |
|------|---|
| 総合評価 | A |
|------|---|

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

| | |
|--------------|---|
| 令和5年度の事業の優先度 | A |
|--------------|---|

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

| | | | | | | | |
|-------|--------------------|-------|-------|---|-----------|------------------------------------|----|
| 事務事業名 | 木造住宅耐震診断士派遣事業 | | 事業の概要 | 平成18年1月26日に改正された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律123号）に基づき、北茨城市耐震改修促進計画を作成しており、その中で既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修が急務となっている。よって、本事業を実施し既存建築物の耐震性能の向上を図るものです。 | 目標指標名 | | |
| 基本目標 | IV 安らぎと利便性が高いまちづくり | | | | 数値目標 | | |
| 基本施策 | 2 都市基盤の充実 | | | | 数値目標以外 | 耐震診断により所有する住宅の耐震性を確認し、耐震性能向上につなげる。 | |
| 個別施策 | 4 住宅政策の推進 | | | | 目標値算出の考え方 | | |
| 担当課 | 都市建設部 | 都市計画課 | 性質別 | 任意的事業 | 根拠法令等 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | |
| 区分 | 継続 | 事業期間 | 平成 | 21年 | ～ | 令和 | 7年 |

| 事業内容及び現状 /事業計画 | 令和3年度 事務事業実績 | | | 令和4年度 事業内容 | | | 令和5～7年度 事業計画 | | | | | | | | |
|-------------------|---|-----|------|---|-----|------|---|-----|------|---|-----|------|---|----|------|
| | | | | | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | |
| 事業内容及び現状 /事業計画 | 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により建築された、在来工法の一戸建て木造住宅を対象に、所有者から耐震診断希望を受け、市が耐震診断士を派遣して診断を実施する。 | | | 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により建築された、在来工法の一戸建て木造住宅を対象に、所有者から耐震診断希望を受け、市が耐震診断士を派遣して診断を実施する。 | | | 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により建築された、在来工法の一戸建て木造住宅を対象に、所有者から耐震診断希望を受け、市が耐震診断士を派遣して診断を実施する。 | | | 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により建築された、在来工法の一戸建て木造住宅を対象に、所有者から耐震診断希望を受け、市が耐震診断士を派遣して診断を実施する。 | | | 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により建築された、在来工法の一戸建て木造住宅を対象に、所有者から耐震診断希望を受け、市が耐震診断士を派遣して診断を実施する。 | | |
| 指標の年度ごと目標値等 | | | | | | | A | | | | | | | | |
| 事業の優先度 | | | | | | | A | | | | | | | | |
| 事業費 | 決算額 | 国補 | 37千円 | 予算額 | 国補 | 40千円 | 予算額 | 国補 | 40千円 | 予算額 | 国補 | 40千円 | 予算額 | 国補 | 40千円 |
| | 77千円 | 県補 | 14千円 | 83千円 | 県補 | 14千円 |
| | | 市債 | | | 市債 | | | 市債 | | | 市債 | | | | |
| | | 他収入 | 2千円 | | | |
| | | 一財 | 24千円 | | 一財 | 27千円 | | 一財 | 27千円 | | 一財 | 27千円 | | | |

| 令和3年度 事務事業評価 | | 令和5年度以降の事業実施の方向性 | | | | | | |
|--------------|---|------------------|---|---------------------------------|----------------|--------|--|----|
| 目標指標の実績 | | 令和5年度に向けた改善の取組 | | | 二次評価（企画政策課記入欄） | | | |
| 事務事業の評価・課題 | 総合評価 | A | | 募集期間の設定等を再検討し、制度が広く周知されるよう取り組む。 | 事業の方向性 | 財源について | | 備考 |
| | 1. 実施の必要性の高い事業か 震災が発生し、市民の不安解消や暮らしの安心・安全の観点から必要性が高い 2. 市が主体的に実施すべき事業か 市民の生命財産を守るため、市が実施すべき 3. 期待したとおりの成果が上がっているか 耐震診断を行う事により、建て替えや改修が促進される 4. 成果を変えずに、経費を下げる方策はないか 耐震診断費用は、茨城県県土会の単価により行っている 5. 緊急に実施すべき事業か 市内の木造住宅の耐震性向上のため、早急な対応が必要である | 新規採択 | | | 拡大 | | | |
| | | 現状維持 | ○ | | 計画通り | ○ | | |
| | | 見直して継続 | | | 削減 | | | |
| | | 拡充 | | | / | | | |
| | | 改善 | | | | | | |
| 縮小 | | | | | | | | |
| 休止・廃止 | | 不採択 | | | | | | |

【令和3年度における事業の総合評価】

| 必要性 | |
|---|---|
| ★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。 | |
| ■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。 | ○ |
| ■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。 | ○ |
| ■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること） | |
| ■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。 | |

| 有効性 | |
|--|---|
| ★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。 | |
| ■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。 | |
| ■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。 | |
| ■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。 | ○ |
| ■事業の実施手段は適切である。 | ○ |

| 適正性 | |
|--|---|
| ★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。 | ○ |
| ■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。 | |
| ■受益の対象が特定の者・団体となっていない。 | |
| ■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。 | |
| ■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。 | |

| 効率性 | |
|--|---|
| ★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。 | |
| ■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。 | |
| ■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。 | ○ |
| ■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。 | |
| ■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。 | ○ |

| | |
|------|---|
| 総合評価 | A |
|------|---|

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

| | |
|--------------|---|
| 令和5年度の事業の優先度 | A |
|--------------|---|

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

| | | | | | | | | |
|-------|--------------------|-------|---------|-------|--------|-------------------|-----------|-------------------------------|
| 事務事業名 | 木造住宅耐震改修費助成事業 | | 事業の概要 | 任意的事業 | 根拠法令等 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | 目標指標名 | |
| 基本目標 | IV 安らぎと利便性が高いまちづくり | | | | | | 数値目標 | |
| 基本施策 | 2 都市基盤の充実 | | | | | | 数値目標以外 | 耐震改修を行うことにより、既存建築物の耐震性能の向上を図る |
| 個別施策 | 4 住宅政策の推進 | | | | | | 目標値算出の考え方 | |
| 担当課 | 都市建設部 | 都市計画課 | 性質別 | 任意的事業 | 根拠法令等 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | | |
| 区分 | 継続 | 事業期間 | 平成 21 年 | ～ | 令和 7 年 | | | |

| 事業内容及び現状 /事業計画 | 令和3年度 事務事業実績 | | | 令和4年度 事業内容 | | | 令和5～7年度 事業計画 | | | | | | | | |
|-------------------|---|-----|--|---|-------|----|---|-----|-------|---|-----|-------|---|----|-------|
| | | | | | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | |
| 事業内容及び現状 /事業計画 | 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により建築された、在来工法の一戸建て木造住宅を対象に、耐震改修設計・工事費の一部を補助する。 | | | 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により建築された、在来工法の一戸建て木造住宅を対象に、耐震改修設計・工事費の一部を補助する。 | | | 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により建築された、在来工法の一戸建て木造住宅を対象に、耐震改修設計・工事費の一部を補助する。 | | | 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により建築された、在来工法の一戸建て木造住宅を対象に、耐震改修設計・工事費の一部を補助する。 | | | 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により建築された、在来工法の一戸建て木造住宅を対象に、耐震改修設計・工事費の一部を補助する。 | | |
| 指標の年度ごと目標値等 | | | | | | | A | | | | | | | | |
| 事業の優先度 | | | | | | | A | | | | | | | | |
| 事業費 | 決算額 | 国補 | | 予算額 | 国補 | | 予算額 | 国補 | 250千円 | 予算額 | 国補 | 250千円 | 予算額 | 国補 | 250千円 |
| | 0千円 | 県補 | | 0千円 | 県補 | | 500千円 | 県補 | 69千円 | 500千円 | 県補 | 69千円 | 500千円 | 県補 | 69千円 |
| | | 市債 | | | 市債 | | | 市債 | | | 市債 | | | | |
| | | 他収入 | | | 他収入 | | | 他収入 | | | 他収入 | | | | |
| 一財 | | 一財 | | 一財 | 181千円 | 一財 | 181千円 | 一財 | 181千円 | | | | | | |

| 令和3年度 事務事業評価 | | | 令和5年度以降の事業実施の方向性 | | | | | | | |
|--------------|--|-------|---------------------------------|--|--|----------------|---|--------|---|----|
| 目標指標の実績 | 総合評価 | | 令和5年度に向けた改善の取組 | | | 二次評価（企画政策課記入欄） | | | | |
| 事務事業の評価・課題 | A | | 募集期間の設定等を再検討し、制度が広く周知されるよう取り組む。 | | | 事業の方向性 | | 財源について | | 備考 |
| | 1. 実施の必要性が高い事業か 震災が発生し、市民の不安解消や暮らしの安心・安全の観点から必要性が高い | | | | | 新規採択 | | 拡大 | | |
| | 2. 市が主体的に実施すべき事業か 市民の生命財産を守るため、市が実施すべき | | | | | 現状維持 | ○ | 計画通り | ○ | |
| | 3. 期待したとおりの成果が上がっているか 耐震改修を行う事により、住宅の耐震性が向上する | | | | | 見直して継続 | | 削減 | | |
| | 4. 成果を変えずに、経費を下げる方策はないか 国の補助要綱を基に補助率を算定している | | | | | 拡充 | | / | | |
| | 5. 緊急に実施すべき事業か 市内の木造住宅の耐震性向上のため、早急な対応が必要である | | | | | 改善 | | | | |
| | | 縮小 | | | | | | | | |
| | | 統合 | | | | | | | | |
| | | 休止・廃止 | | | | | | | | |
| | | 不採択 | | | | | | | | |

【令和3年度における事業の総合評価】

| 必要性 | |
|---|---|
| ★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。 | |
| ■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。 | ○ |
| ■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。 | ○ |
| ■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること） | |
| ■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。 | |

| 有効性 | |
|--|---|
| ★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。 | |
| ■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。 | |
| ■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。 | |
| ■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。 | ○ |
| ■事業の実施手段は適切である。 | ○ |

| 適正性 | |
|--|---|
| ★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。 | ○ |
| ■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。 | |
| ■受益の対象が特定の者・団体となっていない。 | |
| ■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。 | |
| ■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。 | |

| 効率性 | |
|--|---|
| ★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。 | |
| ■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。 | |
| ■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。 | ○ |
| ■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。 | |
| ■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。 | ○ |

| | |
|------|---|
| 総合評価 | A |
|------|---|

| | |
|--------------|---|
| 令和5年度の事業の優先度 | A |
|--------------|---|

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

| | | | | | | | | | |
|-------|--------------------|------|------------------|-------|--|-------|--|-----------|--------------------|
| 事務事業名 | 被災住宅復興支援利子補給事業 | | | 事業の概要 | 既存制度による被災住宅支援については、前回・大規模半壊に係る支援が主なものとなっており、半壊・一部損壊の住宅被害が多い本市においては、支援が不十分な状況にあります。被災者が金融機関等からの借入金を利用して住宅の補修等を行う場合に利子額を補助することで負担の軽減を図ります。 | | | 目標指標名 | |
| 基本目標 | IV 安らぎと利便性が高いまちづくり | | | | | | | 数値目標 | |
| 基本施策 | 2 都市基盤の充実 | | | | | | | 数値目標以外 | 手続きが滞りなく行われるよう取り組む |
| 個別施策 | 4 住宅政策の推進 | | | | | | | 目標値算出の考え方 | |
| 担当課 | 都市建設部 都市計画課 | | | 性質別 | 任意的事业 | 根拠法令等 | | | |
| 区分 | 継続 | 事業期間 | 平成 21 年 ～ 令和 7 年 | | | | | | |

| 事業内容及び現状 /事業計画 | 令和3年度 事務事業実績 | | | 令和4年度 事業内容 | | | 令和5～7年度 事業計画 | | | | | | | | |
|-------------------|--|------|-------|--|------|-------|--|------|-------|--|------|------|--|----|--|
| | | | | | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | |
| | 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けた者又はその親族に対し、被災住宅又は被災宅地の復興のために必要な資金の借り入れについて補助金を交付します。 | | | 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けた者又はその親族に対し、被災住宅又は被災宅地の復興のために必要な資金の借り入れについて補助金を交付します。 | | | 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けた者又はその親族に対し、被災住宅又は被災宅地の復興のために必要な資金の借り入れについて補助金を交付します。 | | | 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けた者又はその親族に対し、被災住宅又は被災宅地の復興のために必要な資金の借り入れについて補助金を交付します。 | | | 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けた者又はその親族に対し、被災住宅又は被災宅地の復興のために必要な資金の借り入れについて補助金を交付します。 | | |
| 指標の年度ごと目標値等 | | | | | | | A | | | | | | | | |
| 事業の優先度 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費 | 決算額 | 国補 | | 予算額 | 国補 | | 予算額 | 国補 | | 予算額 | 国補 | | 予算額 | 国補 | |
| | 242千円 | 県補 | 178千円 | 242千円 | 県補 | 178千円 | 204千円 | 県補 | 140千円 | 93千円 | 県補 | 29千円 | 0千円 | 県補 | |
| | | 市債 | | | 市債 | | | 市債 | | | 市債 | | | | |
| | | 他収入 | | | 他収入 | | | 他収入 | | | 他収入 | | | | |
| | 一財 | 64千円 | | 一財 | 64千円 | | 一財 | 64千円 | | 一財 | 64千円 | | 一財 | | |

| 令和3年度 事務事業評価 | | 令和5年度以降の事業実施の方向性 | | | | |
|--------------|--|------------------|---|--|----|--|
| 目標指標の実績 | | | | | | |
| 事務事業の評価・課題 | 総合評価 | A | | | | |
| | 1. 実施の必要性が高い事業か 震災が発生し、市民の不安解消や暮らしの安心・安全の観点から必要性が高い | | | | | |
| | 2. 市が主体的に実施すべき事業か 市民の生命財産を守るため、市が実施すべき | | | | | |
| | 3. 期待したとおりの成果が上がっているか 耐震改修を行う事により、住宅の耐震性が向上する | | | | | |
| | 4. 成果を変えずに、経費を下げる方策はないか 国の補助要綱を基に補助率を算定している | | | | | |
| | 5. 緊急に実施すべき事業か 市内の木造住宅の耐震性向上のため、早急な対応が必要である | | | | | |
| | 手続きが滞りなく行われるよう取り組む | | | | | |
| | | 二次評価（企画政策課記入欄） | | | 備考 | |
| 事業の方向性 | | 財源について | | | | |
| 新規採択 | | 拡大 | | | | |
| 現状維持 | ○ | 計画通り | ○ | | | |
| 見直して継続 | | 削減 | | | | |
| 拡充 | | / | | | | |
| 改善 | | | | | | |
| 縮小 | | | | | | |
| 統合 | | | | | | |
| 休止・廃止 | | | | | | |
| 不採択 | | | | | | |

【令和3年度における事業の総合評価】

| 必要性 | |
|---|---|
| ★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。 | |
| ■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。 | |
| ■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。 | ○ |
| ■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること） | |
| ■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。 | ○ |

| 有効性 | |
|--|---|
| ★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。 | |
| ■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。 | ○ |
| ■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。 | |
| ■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。 | |
| ■事業の実施手段は適切である。 | ○ |

| 適正性 | |
|--|---|
| ★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。 | ○ |
| ■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。 | |
| ■受益の対象が特定の者・団体となっていない。 | |
| ■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。 | |
| ■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。 | |

| 効率性 | |
|--|---|
| ★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。 | |
| ■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。 | |
| ■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。 | ○ |
| ■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。 | |
| ■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。 | ○ |

| | |
|------|---|
| 総合評価 | A |
|------|---|

| | |
|--------------|---|
| 令和5年度の事業の優先度 | A |
|--------------|---|

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

| | | | | | | | | | |
|-------|--------------------|-------|------------------|-------|---|-------|--|-----------|-------------------------------------|
| 事務事業名 | 北町関本中線改良事業 | | | 事業の概要 | 本路線は磯原駅西口と県道北茨城インター線を結び、磯原駅と豊田地区の連絡を円滑にするため都市計画決定された道路である。道路改良（新設）L=550m W=16m ボックスカルバート L=43m 磯原中学校の移設計画に伴い通学路に指定する予定であるが、現道は狭隘で見通しが悪く、歩道が無いことから危険な状況となっており、歩行者の安全確保が求められている。 また、北茨城市地域防災計画において第一次緊急輸送道路に指定されている県道北茨城インター線に直結し、JR磯原駅に直接アクセスする道路であるため、整備により災害時における円滑な避難路及び輸送路の確保に寄与するものである。 | | | 目標指標名 | 進捗率 |
| 基本目標 | IV 安らぎと利便性が高いまちづくり | | | | | | | 数値目標 | 100% |
| 基本施策 | 2 都市基盤の充実 | | | | | | | 数値目標以外 | |
| 個別施策 | 1 道路交通ネットワークの整備 | | | | | | | 目標値算出の考え方 | (事業費/総事業費) × 100 (%) ※事業費は当該年度までの累計 |
| 担当課 | 都市建設部 | 都市計画課 | | 性質別 | 任意的事业 | 根拠法令等 | | | |
| 区分 | 継続 | 事業期間 | 平成 26 年 ~ 令和 4 年 | | | | | | |

| 事業内容及び現状 /事業計画 | 令和3年度 事務事業実績 | | | 令和4年度 事業内容 | | | 令和5～7年度 事業計画 | | | | | | | | |
|-------------------|---|---------|--|---|---------|----------|--------------|-----|--|-------|-----|--|-------|-----|--|
| | | | | | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> B P 交差点改良工事 道路改良工事 | | | <ul style="list-style-type: none"> 舗装工事 E P 交差点改良工事 | | | / | | | / | | | / | | |
| 指標の年度ごと目標値等 | 98% | | | 100% | | | / | | | / | | | / | | |
| 事業の優先度 | | | | | | | / | | | / | | | / | | |
| 事業費 | 決算額 | 国補 | | 予算額 | 国補 | 38,500千円 | 予算額 | 国補 | | 予算額 | 国補 | | 予算額 | 国補 | |
| | 1,945千円 | 県補 | | 72,500千円 | 県補 | | / | 県補 | | / | 県補 | | / | 県補 | |
| | | 市債 | | | 市債 | 30,500千円 | | 市債 | | | 市債 | | | 市債 | |
| | | 他収入 | | | 他収入 | | | 他収入 | | | 他収入 | | | 他収入 | |
| | 一財 | 1,945千円 | | 一財 | 3,500千円 | | 一財 | | | 一財 | | | 一財 | | |

| 令和3年度 事務事業評価 | | | 令和5年度以降の事業実施の方向性 | | | | | |
|--------------|---|-----|------------------|--------|------|----------------|--|----|
| 目標指標の実績 | 90% | | 令和5年度に向けた改善の取組 | | | 二次評価（企画政策課記入欄） | | |
| 事務事業の評価・課題 | 総合評価 | | / | 事業の方向性 | | 財源について | | 備考 |
| | A | | | 新規採択 | 拡大 | / | | |
| | B P 交差点改良工事及びこ線橋付近の道路改良工事を実施し、令和4年度中の全線供用開始に向けて事業を推進することができた。 | | | 現状維持 | 計画通り | | | |
| | | | | 見直して継続 | 削減 | | | |
| | | | | 拡充 | | | | |
| | | | | 改善 | | | | |
| | | | | 縮小 | | | | |
| | | | | 統合 | | | | |
| 休止・廃止 | | | | | | | | |
| | | 不採択 | | | | | | |

【令和3年度における事業の総合評価】

| 必要性 | |
|---|---|
| ★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。 | |
| ■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。 | |
| ■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。 | ○ |
| ■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること） | |
| ■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。 | ○ |

| 有効性 | |
|--|---|
| ★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。 | |
| ■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。 | ○ |
| ■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。 | ○ |
| ■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。 | ○ |
| ■事業の実施手段は適切である。 | ○ |

| 適正性 | |
|--|---|
| ★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。 | |
| ■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。 | ○ |
| ■受益の対象が特定の者・団体となっていない。 | ○ |
| ■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。 | ○ |
| ■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。 | ○ |

| 効率性 | |
|--|---|
| ★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。 | |
| ■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。 | |
| ■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。 | |
| ■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。 | |
| ■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。 | ○ |

| | |
|------|---|
| 総合評価 | A |
|------|---|

| | |
|--------------|---|
| 令和5年度の事業の優先度 | A |
|--------------|---|

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)